

## 「動物臨床栄養指示者」資格申請手続き細則

- 第 1 条 「動物臨床栄養指示者」資格認定制度規則に基づき、資格認定を受けるものは、申請料をそえて、審査書類を「動物臨床栄養指示者」資格認定委員会(以下、資格認定委員会)に提出しなければならない。
- 第 2 条 資格認定委員会は、申請者が提出した申請書類を「動物臨床栄養指示者」資格認定制度規則に基づき審査を行なう。
- 第 3 条 資格認定委員会は、資格認定の結果をまとめ、委員会はその結果を名古屋市獣医師協同組合理事長に報告する。又、申請者にもその結果を通知する。
- 第 4 条 名古屋市獣医師協同組合理事長は、合格者で申請料を収めた者を動物臨床栄養指示者として認定する。
- 第 5 条 申請料は 2,000 円とする。
- 第 6 条 「動物臨床栄養指示者」資格認定認定を受けたものは、認定証の交付を受けた後も名古屋市獣医師協同組合の主催するセミナー等に参加し研鑽を積まなければならない。
- 第 7 条 本細則の改正は、資格認定委員会の議を経て名古屋市獣医師協同組合理事会の承認を得るものとする。
- 付 則 本細則は平成 21 年 12 月 1 日より実施する。